

被災者生活再建支援金のご案内

令和6年能登半島地震により、住宅に被害を受けた世帯の方に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援します。

被災者生活再建支援法に基づき支給されるもの（以下「法による支援金」）と新潟市が新潟県と連携して支給するもの（以下「市支援金」）があります。

1 対象世帯、支給額

令和6年能登半島地震発災時に、被害を受けた住家に実際に住んでいた世帯 ※被害の程度（本市が発行する罹災証明書における「住家の被害の程度」）により対象の可否、支給額が異なります。

	住家の被害の程度	法による支援金			市支援金	支援金合計
		基礎支援金	加算支援金			
複数世帯 (カッコ書きは単身世帯)	全壊 又はやむを得ず解体した場合	100万円 (75万円)	建設購入	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	400万円 (300万円)
			補修	100万円 (75万円)		300万円 (225万円)
			賃貸	50万円 (37.5万円)		250万円 (187.5万円)
	大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設購入	200万円 (150万円)	50万円 (37.5万円)	300万円 (225万円)
			補修	100万円 (75万円)		200万円 (150万円)
			賃貸	50万円 (37.5万円)		150万円 (112.5万円)
	中規模半壊	-----	建設購入	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
			補修	50万円 (37.5万円)		100万円 (75万円)
			賃貸	25万円 (18.75万円)		75万円 (56.25万円)
	半壊	-----	-----	-----	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)

2 法による支援金について

法による支援金については、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の制度があります。

住宅の被害程度と世帯の区分により、先に法による支援金の「基礎支援金」と市支援金を申請し、再建方法が決まった後に「加算支援金」を申請することができます。

※「中規模半壊」の場合は、法による基礎支援金の部分はありません

3 申請受付期間

支援金種類	申請受付期間
・ 法による支援金 （基礎支援金） ・ 市支援金	令和7年1月31日まで （災害発生の日から13か月間）
・ 法による支援金 （加算支援金）	令和9年1月31日まで （災害発生の日から37か月間）

4 申請窓口

	被災相談窓口（特設会場） （土・日曜、祝・休日も開設）	区役所の窓口 （平日のみ開設）※
5 / 1 から	西区役所 健康センター棟3階	西区以外の区役所

開設時間：午前9時～午後5時

※東区は水・木曜のみ、秋葉区は月・火曜のみ開設（祝・休日を除く）

申請様式、申請時に必要な書類については、上記窓口にてご説明するほか、市ホームページに掲載しています。

5 お問い合わせ

〒 951-8550
新潟市中央区学校町通1-602-1
新潟市役所 福祉部 福祉総務課
電話 025-226-1169
FAX 025-225-6304
受付時間：午前8時30分～午後5時30分まで（平日のみ）